令和8年国東市農業委員会
第10回（10月）総会議事録

1.開催日時　令和 8 年 10 月 13 日（月）14:00～14:40

2.開催場所　国東市役所　2 階　201・202 会議室

3.出席委員　（農業委員）13 名
2 番　藤本徹委員、　4 番　末綱博子委員、 5 番　小笠原玉代委員、
6 番　坂本 貢委員、　7 番　森重なるみ委員、8 番　神田勝士委員、
9 番　岩竹忠洋委員、10 番　有次昭二委員、11 番　松原雅之委員、
12 番　松原正委員、　13 番　吉田洋一委員、14 番　佐藤 司委員、
15 番　秋國崇己委員

4.欠席委員　2 名
1 番　古田明敏委員、3 番　豊田聖祐委員

5.出席職員　局長　土谷靖、主幹　栗塚研吾、主任　橘卓弥

6.議事録署名委員の氏名　　10 番　有次昭二委員、11 番　松原雅之委員

7.議事日程
議案第 55 号　農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 56 号　農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について
議案第 57 号　農用地利用集積等促進計画案（機構・受け手間契約）に対する
意見について
議案第 58 号　農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）
議案第 59 号　令和 7 年度農地利用状況調査による非農地決定について
議案第 60 号　農地所有適格法人に係る要件適格届について

8.報 告 事 項
・農地変更届について

9.協　　議

10.そ　の　他

発言者	発言内容
事務局	只今より令和 8 年第 10 回国東市農業委員会総会を始めます。 はじめに、本日の資料確認をします。 （資料確認終了） 出席確認　:本日の出席は 13 名です。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会が成立することを報告します。 それでは秋國会長にご挨拶をお願いし、引き続き、本総会の議事進行をお願いします。 （会長あいさつ）
議長	議事録署名委員の指名をさせていただきます。10 番　有次昭二委員、11 番　松原雅之委員を指名しますので、よろしくお願いします。 それでは、議案審議に入らせていただきます。議案第 55 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第 55 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、資料に基づき説明いたします。 申請番号 64 番、土地の所在は○○、地目は畑で面積は 1,829 ㎡です。外に畑が 1 筆の合計 2 筆で、合計面積は 2,410 ㎡です。譲渡人は○○にお住いの○○さん、譲受人は○○にお住いの○○さんです。 申請事由について、譲渡人は「市外在住により管理が難しいため」、譲受人は「当該農地を耕作するため」です。贈与による所有権移転です。 申請番号 65 番、土地の所在は○○、地目は畑で面積は 345 ㎡です。譲渡人は○○にお住いの○○さん、譲受人は○○にお住いの○○さんです。 申請事由について、譲渡人は「市外在住により今後耕作する予定がないため」、譲受人は「当該農地を耕作するため」です。売買による所有権移転です。 申請番号 66 番、土地の所在は○○、地目は畑で面積は 133 ㎡です。外に田が 1 筆の合計 2 筆で、合計面積は 301 ㎡です。譲渡人は○○にお住いの○○さん、譲受人は○○にお住いの○○さんです。 申請事由について、譲渡人は「管理する意思がないため」、譲受人は「当該農地を耕作するため」です。売買による所有権移転です。 申請番号 67 番、土地の所在は○○、地目は畑で面積は 205 ㎡です。譲渡人は○○にお住いの○○さん、譲受人は○○にお住いの○○さんです。

	申請事由について、譲渡人は「市外在住により管理ができないため」、譲受人は「当該農地を耕作するため」です。売買による所有権移転です。 申請番号 68 番、土地の所在は〇〇、地目は田で面積は 813 ㎡です。外に田が 8 筆の合計 9 筆で、合計面積は 8,345 ㎡です。譲渡人は〇〇にお住いの〇〇さん、譲受人は〇〇にお住いの〇〇さんです。 申請事由について、譲渡人は「市外在住により管理ができないため」、譲受人は「当該農地を耕作するため」です。贈与による所有権移転です。譲渡人と譲受人は親子で生前贈与とのことです。 申請番号 69 番、土地の所在は〇〇、地目は畑で面積は 115 ㎡です。外に畑が 1 筆の合計 2 筆で、合計面積は 263 ㎡です。譲渡人は〇〇にお住いの〇〇さん、譲受人は〇〇にお住いの〇〇さんです。 申請事由について、譲渡人は「市外在住により管理ができないため」、譲受人は「当該農地を耕作するため」です。売買による所有権移転です。 申請番号 70 番、土地の所在は〇〇、地目は田で面積は 261 ㎡です。外に田が 3 筆の合計 4 筆で、合計面積は 724 ㎡です。譲渡人は〇〇にお住いの〇〇さん、譲受人は〇〇にお住いの〇〇さんです。 申請事由について、譲渡人は「市外在住により管理ができないため」、譲受人は「当該農地を耕作するため」です。売買による所有権移転です。譲受人は空き家バンクを利用し住宅を購入して移住する予定で、近くで暮らす娘と一緒に管理を行うとのことです。 申請番号 71 番、土地の所在は〇〇、地目は田で面積は 610 ㎡です。譲渡人は〇〇にお住いの〇〇さん、譲受人は〇〇にお住いの〇〇さんです。 申請事由について、譲渡人は「高齢により管理ができないため処分する」、譲受人は「当該農地を耕作するため」です。売買による所有権移転です。 申請番号 72 番、土地の所在は〇〇、地目は田で面積は 558 ㎡です。外に田が 3 筆の合計 4 筆で、合計面積は 2,311 ㎡です。譲渡人は〇〇にお住いの〇〇さん、譲受人は〇〇にお住いの〇〇さんです。 申請事由について、譲渡人は「市外在住及び高齢により管理ができないため」、譲受人は「当該農地を耕作するため」です。売買による所有権移転です。 申請番号 73 番、土地の所在は〇〇、地目は田で面積は 1,497 ㎡です。外に田が 4 筆の合計 5 筆で、合計面積は 5,842 ㎡です。譲渡人は〇〇にお住いの〇〇さん、譲受人は法人です。 申請事由について、譲渡人は「県外在住のため管理ができない」、譲受人は「規模拡大のため」です。贈与による所有権移転です。

	申請番号 74 番、土地の所在は〇〇、地目は田で面積は 1,180 ㎡です。譲渡人は〇〇にお住いの〇〇さん、譲受人は法人です。 申請事由について、譲渡人は「農業をしていないため」、譲受人は「規模拡大のため」です。贈与による所有権移転です。 申請番号 75 番、土地の所在は〇〇、地目は田で面積は 503 ㎡です。外に畑と田が 1 筆ずつの合計 3 筆で、合計面積は 1,136 ㎡です。譲渡人は〇〇にお住いの〇〇さん、譲受人は法人です。 申請事由について、譲渡人は「県外在住のため管理ができない」、譲受人は「規模拡大のため」です。贈与による所有権移転です。 申請番号 76 番、土地の所在は〇〇、地目は田で面積は 823 ㎡です。譲渡人は〇〇にお住いの〇〇さん、譲受人は法人です。 申請事由について、譲渡人は「県外在住のため管理ができない」、譲受人は「規模拡大のため」です。売買による所有権移転です。
議　　長	議案第 55 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、申請番号 64 番から 76 番まで事務局より一括して説明がありました。意見・質疑をいただきたいと思いますが、ございますか。
〇　〇　委　員	申請番号 70 番、譲受人の住所が〇〇だが、現住所は。
事　務　局	〇〇です。空き家バンクの登録物件に付随する農地取得ですが、転居がこれからですので住所が市外となっています。
〇　〇　委　員	わかりました。それと、法人が 1 ヘクタール弱の農地を無償で取得していますが、経緯は。
〇　〇　委　員	法人が借り受けて耕作していた農地になります。所有者が地元に将来戻ることが絶対にないというので贈与を受けてほしいとお願いされたそうです。
議　　長	その他、皆様方からございますか。 （意見・質疑なし） それでは、採決を行います。議案第 55 号農地法第 3 条の規定による許可申請について承認される方の挙手を求めます。 （全員挙手） 議案第 55 号農地法第 3 条の規定による許可申請については、全会一致で承認されました。

	次に、議案第 56 号農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について、事務局より説明をお願いします。
事　務　局	議案第 56 号、農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について資料に基づきご説明申し上げます。 こちらは農地中間管理事業を活用した農地の貸し借りで、土地所有者、耕作者、農地中間管理機構の 3 者で契約を交すものです。 申請番号 75 は、土地の所在は〇〇、地目が田である農地を土地の所有者である〇〇さんから農地中間管理機構が借り受けて、農地中間管理機構から耕作者である〇〇さんへ貸し付けるものです。契約期間は令和 8 年 12 月 1 日から令和 18 年 11 月 30 日までの 10 年間、使用貸借権の設定をするものです。 申請番号 76 番から 81 番までは資料に記載のとおりです。 本計画案は大分県知事が認可し、本総会の翌月に県が公告することにより効力が生じます。 以上で説明を終わります。
議　　長	事務局から説明がありましたが、意見・質疑はありませんか。 （意見・質疑なし） それでは、採決を行います。議案第 56 号農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について承認される方の挙手を求めます。 （全員挙手） 議案第 56 号、農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見については、全会一致で承認されました。 次に、議案第 57 号、農用地利用集積等促進計画案（機構・受け手間契約）に対する意見について、事務局より説明をお願いします。
事　務　局	議案第 57 号、農用地利用集積等促進計画案（機構・受け手間契約）に対する意見について資料に基づきご説明申し上げます。 こちらの農地は、以前 8 月総会の議案第 42 号で審議していただいた農地になります。8 月総会では農地の貸し借りについて意見聴取いたしましたが、その直後に、借受人である〇〇が農地を購入する意思を示したことから〇〇が所有する農地 11 筆を有償で所有権移転するものです。 農地を譲り受ける〇〇は、これまでも賃借により当該農地を耕作しており、当該農地ではお茶が作りやすいこと、抹茶の売れ行きが良いことなどから購入することに至ったそうです。 なお、8 月総会で意見聴取した貸付については、大分県が公告する前に売買に動いておりますので、令和 8 年 9 月 1 日からの貸付けは行われてお

	りません。 以上で議案の説明を終わります。
議　　長	事務局から説明がありましたが、意見・質疑はありませんか。
○　○　委　員	譲受人は農地所有適格法人に該当しますか。
事　務　局	○○市では農地所有適格法人ですが、本市においては承認が得られていませんでした。県公社にも先程確認いたしましたが、県公社も市も確認不足がありました。大変失礼いたしました、次回総会で農地所有適格法人の承認を審議いただいてからの審査とさせていただきます。
議　　長	議案第57号につきましては、今現在、譲受人が農地の権利を取得できる要件を満たしていないということですので、農地所有適格法人の要件を満たしていることを確認した後に審議しますので、今月の審査は保留とし、翌月以降の審査へと変更いたします。 次に、議案第 58 号、農用地利用集積計画の決定(所有権移転)について、事務局より説明をお願いします。
事　務　局	議案第 58 号、農用地利用集積計画の決定(所有権移転)について資料に基づきご説明申し上げます。 本件は売買支援事業による所有権移転になります。申請番号 1 から 3 に記載のある土地所有者 3 人が所有権の移転を受ける者○○に農地を売買することを希望していますので、農地売買支援事業により所有権を大分県農業農村振興公社に移すものになります。 なお、本総会より数か月後に農地の所有権を大分県農業農村振興公社から○○に移すための議案を今回と同様に総会に諮る予定です。
議　　長	事務局から説明がありましたが、意見・質疑はありませんか。 (意見・質疑なし) それでは、採決を行います。議案第 58 号、農用地利用集積計画の決定(所有権移転)について承認される方の挙手を求めます。 (全員挙手) 議案第 58 号、農用地利用集積計画の決定(所有権移転)については、全会一致で承認されました。 次に、議案第 59 号、農地利用状況調査による非農地の決定について、事務局より説明をお願いします。

事　務　局	議案第 59 号、農地利用状況調査による非農地の決定について、資料に基づきご説明申し上げます。 昨年夏に行いました利用状況調査の結果、非農地認定を希望する農地を事務局が現地確認し、非農地として認めてよいと思われる農地を毎月の総会で審議を求めています。先月の総会以降に確認できた非農地となります。これらの農地を非農地として認めてよいか審議を求めます。
議　長	議案第 59 号農地利用状況調査による非農地の決定について、事務局より説明がありましたが、意見・質疑はございませんか。 （意見・質疑なし） それでは、採決を行います。議案 59 号農地利用状況調査による非農地の決定について、承認される方の挙手を求めます。 （全員挙手） 議案第 59 号農地利用状況調査による非農地の決定については、全会一致で承認されました。 次に、議案第 60 号、農地所有適格法人に係る要件適格届について、事務局より説明をお願いします。
事　務　局	議案第 60 号、農地所有適格法人に係る要件適格届について、資料に基づきご説明申し上げます。 農地法第 2 条第 3 項の規定による農地所有適格法人の要件について、下記の者より申請がありましたので承認することの審議を求めます。 農地所有適格法人の要件は、資料の下段に記載していますが、届出書の内容を確認したところ特に問題はないものと考えております。以上です。
議　長	議案第 60 号農地所有適格法人に係る要件適格届について、事務局より説明がありましたが、意見・質疑はございませんか。
○　○　委　員	構成員が 1 名のみだが、問題はないのか。
事　務　局	株式会社は 1 名以上で設立できますし、農業に常時年間 150 日以上従事する者が 1 名以上おりますので、要件は満たしております。
議　長	その他、意見質疑はございませんか。 （意見・質疑なし） それでは、採決を行います。議案第 60 号農地所有適格法人に係る要件適格届について、承認される方の挙手を求めます。

	（全員挙手） 議案第 60 号農地所有適格法人に係る要件適格届については、全会一致で承認されました。 では、議事については以上です。続いて報告事項等について事務局より説明をお願いします。
事　務　局	報告事項は、次のとおり農地変更届がありましたので報告します。 申請番号 7 番、所在地は○○、地目は畑、面積は 6,808 ㎡で農用地区域内農地です。 届出者は、○○にお住まいの○○さんで、農地を変更する理由は、申請地に農業用倉庫建築するためです。農業用倉庫の面積は 30 ㎡であり、200 ㎡未満ですので、転用申請ではなく、農地変更届となります。 農業用倉庫ですが、すでに建築されており、申請者の父が約 50 年前頃に許可なく建築していたということで、始末書が添付されています。 申請地周辺は宅地と農地に接していますが、倉庫は約 50 年前から建築済みであり、日照・通風等による周辺農地への影響はないものと考えます。 なお、本件は相続手続の過程で判明したものであり、追認案件となります。
議　　長	それでは、協議事項について事務局より何かございますか。 （特にありません） その他、皆さん方から何かございますか。 特にないようですので、本日の案件は全て終了いたしました。 副会長に閉会のあいさつをお願いします。
副　会　長	本日は多くの案件があり、慎重審議をありがとうございました。本日は 3 条申請の件数が多くあり、管理できない方から管理できる方へ譲るということは良いことだと思いますので、引き続き勧めていただきますようお願いします。 以上をもちまして、第 10 回農業委員会総会を終了いたします。ありがとうございました。